

社会福祉法人わかき保育園の費用弁償に関する規定

- 第1条 この規程は、社会福祉法人わかき保育園定款第8条に規定する評議員、理事及び監事（以下「役員」という。）
- 第2条 役員が評議員会、理事会に出席した場合、監査を実施した場合、その他業務のため旅行した場合は、下記のとおりとする。
- 2) 役員が費用弁償の額は、下記のとおりとする。
- | 旅費 | 実費 | 監査 | 実費 |
|----|--------|----|--------|
| 日当 | 3,000円 | 日当 | 3,000円 |
- 3) 役員に対する日当については、距離を問わず全額支給することができる。
- 第3条 施設の職員が役員を兼ねるときは、職員としてうける旅費相当の費用を弁償するものとし、役員としての日当は支給しない。
- 第4条 役員の日当及び費用弁償の支給方法については、本規定に定めるものとする。
- 第5条 役員が会議出席、あるいは調査研究のため市外に出席した時は、費用弁償として旅費を支給する。
その場合、わかき保育園の旅費等支給規定による。

この規定は平成30年7月1日より施行する。